

参 考

討議要綱作成にあたっての参考資料等

本討議要綱の作成にあたり、策定委員会で議論の参考とした主な資料・報告書等は次のとおりである。

《武蔵野市自治基本条例》

令和2年3月24日条例第2号

武蔵野市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民、議会及び市長等の役割等（第4条—第8条）

第3章 参加と協働

第1節 情報共有（第9条—第13条）

第2節 市民参加（第14条・第15条）

第3節 協働（第16条）

第4節 コミュニティ（第17条・第18条）

第5節 住民投票（第19条）

第4章 議会の会議（第20条）

第5章 議会と市長等との関係（第21条・第22条）

第6章 行政の政策活動の原則（第23条—第29条）

第7章 国及び東京都との関係（第30条）

第8章 広域的な連携及び協力（第31条）

第9章 平和及び国際交流（第32条）

付則

武蔵野市は、江戸時代に計画的な開拓が行われ、明治時代に交通網が発達してきたことなどにより、郊外の住宅都市として発展してきた。その歴史のなかで、第二次世界大戦時には、市内に開設された軍需工場が空襲の標的となり、大きな被害を受けた。このことは、今も平和を希求する様々な取組につながっている。

市政においては、「武蔵野市方式」と呼ばれる市民参加、議員参加、職員参加による基本構想・長期計画の策定をはじめとして、急速な宅地化から緑を守る取組としての武蔵野市民緑の憲章の策定、武蔵野市の市民参加の基盤となった自主参加、自主企画、自主運営のコミュニティづくり、住宅地におけるクリーンセンターの建設や運営など、市民参加のもと、市民、議会及び行政が一体となって様々な公共的課題の解決を図ってきた。

また、法令を補う独自の条例の制定や要綱による行政指導の展開、全国に先駆けてのコミュニティバスの導入など、常に市民の意思を施策に反映し、市民の人権を守る先駆的な取組を行ってきた。

今後も、地方分権改革の進展などに伴い、市民にとって最も身近な基礎自治体として、自主的かつ自立的に公共的課題を解決し、地域の実情に即して市政を推進していくことがより一層求められる。

このような現状に鑑み、恒久平和の実現を目指し、子どもをはじめ全ての年代の市民一人ひとりの人権を尊重するとともに、先人たちが築き上げてきた市民自治及び市民参加の取組を将来にわたって推進していくためには、市政運営のよりどころとなる「基本的な自治の原則」を明らかにする

必要がある。

ここに、武蔵野市の市民自治及び市政運営についてその基本原則を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市における市民自治及び市政運営に関する基本的な事項を定めるとともに、市民、市議会（以下「議会」という。）及び市長等の役割等を明らかにすることにより、市民自治の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 武蔵野市の区域内（以下「市内」という。）に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市 議会及び市長等をいう。

(基本原則)

- 第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するよう努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。
- 2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。
 - 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。
 - 4 市長は、市民、議員及び職員の参加のもとに、市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するものとする。

第2章 市民、議会及び市長等の役割等

(市民の役割)

- 第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。
- 2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。
 - 3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。

(議会の責務)

第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。

2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。

4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。

(議員の役割)

第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。

2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。

3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。

(市長等の責務)

第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。

2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。

3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供するよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。

4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。

(職員の責務)

第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。

3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。

第3章 参加と協働

第1節 情報共有

(知る権利の保障)

第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。

(情報公開)

第10条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を適時に、かつ、適切な方法で公開するとともに、市民に対して分かりやすく提供するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、情報公開について必要な事項は、別に条例で定める。

(会議の公開)

第11条 市長等は、自らが主催する会議(当該会議における配布資料及び会議録を含む。)について

は、これを公開する。ただし、当該会議の性質上、非公開とすべき正当な理由があると認めるときは、この限りでない。

(説明責任)

第12条 市は、政策形成の過程を明らかにするとともに、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の立案、決定、実施及び評価の各段階において、その内容について市民に対して分かりやすく説明するよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第13条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護について必要な事項は、別に条例で定める。

第2節 市民参加

(市民参加の権利及び機会の保障)

第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。

(市民参加の手續等)

第15条 市長等は、政策等の立案及び決定の段階において、その内容及び性質に応じ、適時に、かつ、適切な方法（アンケートの実施、意見交換会、ワークショップ等の開催、検討委員会等における市民委員の公募、パブリックコメント手續（政策等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求めることをいう。以下同じ。）の実施その他の方法をいう。）により、市民参加の機会を設けるよう努めなければならない。

2 市長等は、次に掲げる場合においては、原則として、意見交換会を開催するとともに、パブリックコメント手續を実施するものとする。

(1) 第23条第1項の武蔵野市長期計画その他の武蔵野市の重要な計画を策定しようとする場合

(2) この条例その他の市政運営全般に関わる条例の制定又は改廃の議案を議会へ提出しようとする場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等を決定しようとする場合

3 市長等は、前項各号に掲げる場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、意見交換会の開催及びパブリックコメント手續の実施をしないことができる。この場合において、市長等は、その理由を明らかにしなければならない。

(1) 緊急に政策等を行う必要があるとき。

(2) 金銭の徴収又は給付に関する政策等を行うとき。

(3) 法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他軽微な変更を行うとき。

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求があったとき。

4 前3項に定めるもののほか、意見交換会の開催及びパブリックコメント手續の実施について必要な事項は、別に規則で定める。

第3節 協働

第16条 市は、武蔵野市に関わる多様な主体が目的を共有し、適切な役割分担及び相互の協力のもと、それぞれの特性を最大限に発揮し、かつ、相乗効果を発揮しながら公共的課題の解決を図る取組である協働を推進するものとする。

2 前項の主体は、それぞれの自主性及び主体性を尊重するとともに、対等な立場にあることを自覚し、協働に取り組むものとする。

第4節 コミュニティ

(コミュニティの位置付け)

第17条 コミュニティとは、市民相互の対話、意見の交流及び連帯を生み出し、市民自治を築いていくための市民生活の基礎単位となるものをいう。

(コミュニティづくりの支援等)

第18条 市は、コミュニティづくりにおける市民の自主性及び主体性を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、コミュニティづくりにおける必要な支援を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、コミュニティについて必要な事項は、別に条例で定める。

第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項(別に条例で定めるものを除く。)について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

第4章 議会の会議

第20条 議会は地方自治法第102条の規定に基づき定例会及び臨時会とし、定例会の回数は毎年4回とする。

2 定例会の招集の時期は、別に規則で定める。

第5章 議会と市長等との関係

(審議等の基本原則)

第21条 議会と市長等とは、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、合意形成に向けて審議を尽くすよう努めなければならない。

2 市長等は、市政運営について議会との情報共有を図るため、議会に対して、適切で分かりやすい資料を提供し、説明し、又は報告をするよう努めるものとする。

3 前項の場合において、市長等は、必要に応じて議会に行政報告(市長等が本会議又は常任委員会、議会運営委員会若しくは特別委員会(次条において「委員会等」という。)において行う政策等の内容、進行状況等に関する報告をいう。)を行うよう努めるものとする。

(委員会等への市長等の出席)

第22条 市長、副市長、教育長その他関係職員は、委員会等における審査に際して議会から求めが

あったときは、原則として出席するものとする。

第6章 行政の政策活動の原則

(長期計画の策定等)

第23条 市長は、武蔵野市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的に市政を運営するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、長期計画の策定又は見直しにあたっては、市民、議員及び職員の多様な参加の機会を確保しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、長期計画について必要な事項は、別に条例で定める。

(健全な市政運営等)

第24条 市は、市民の福祉の向上のため、市政の運営にあたっては、自らの責任において主体的に判断するとともに、行使できる権限を積極的に活用していくものとする。

2 市は、限られた財源を有効に活用し、効率的で、かつ、実効性の高い市政を運営するため、その財政の健全な運営に努めなければならない。

(行政手続)

第25条 市長等は、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の権利及び利益を保護するため、処分、行政指導等を行う場合には、適正な行政手続を経なければならない。

2 前項に定めるもののほか、行政手続について必要な事項は、別に条例で定める。

(文書管理)

第26条 市は、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明できるようにするため、文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。次項において同じ。）を作成し、これを適正に管理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、文書の管理について必要な事項は、別に条例又は規則で定める。

(政策法務の推進)

第27条 市は、法に基づいて行政を行うとともに、法を政策実現のための手段としてとらえ、主体的に法令を解釈し、若しくは運用し、又は武蔵野市の特性に応じた条例を制定することにより、公共的課題の有効かつ適切な解決を図るものとする。

(行政評価)

第28条 市長等は、持続可能な市政運営の実現に向けて、限られた政策資源を最大限に活用するため、政策等について、必要性、効率性又は有効性の観点から、適時に、かつ、合理的な手法により評価を行うとともに、その結果を政策等に適切に反映させるよう努めなければならない。

(財政援助出資団体)

第29条 市長等は、財政援助出資団体（武蔵野市が出資等を行い、その業務が市政と極めて密接な関連を有している団体及び武蔵野市が継続的に財政支出を行っている団体のうち特に指導監督等を要するものをいう。）の設立の趣旨を最大限に生かしていくため、当該財政援助出資団体への適切な指導及び監督を行うものとする。

第7章 国及び東京都との関係

第30条 市は、市民にとって最も身近な基礎自治体として、地域における行政を自主的かつ総合的に行う役割を広く担うものであることを自覚し、国及び東京都との関係において武蔵野市が分担すべき役割を明確化し、並びに国及び東京都と対等な立場で連携及び協力を図るものとする。

第8章 広域的な連携及び協力

第31条 市は、各地域が相互に補完し、及び発展することを目指し、友好都市及び近隣の市区町村等との連携及び協力を行うものとする。

2 市は、災害が広域的に影響を及ぼすものであることに鑑み、災害時に友好都市及び近隣の市区町村等の地域間で相互に協力及び支援を行うよう努めるものとする。

第9章 平和及び国際交流

第32条 市は、世界連邦宣言及び非核都市宣言の理念に基づき、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代に語り継いでいくとともに、恒久平和の実現を目指した活動を展開することにより、国際社会との交流及び連携並びに世界の人々との相互理解を推進するよう努めなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

(武蔵野市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

2 武蔵野市議会定例会の回数に関する条例（昭和31年9月武蔵野市条例第14号）は、廃止する。

(武蔵野市長期計画条例の一部改正)

3 武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

参考資料 2

《武蔵野市長期計画条例》

平成23年12月13日条例第28号

武蔵野市長期計画条例

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が市政に関する長期的かつ基本的な計画を策定することにより、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに政策資源の有効活用を図り、もって総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とする。

(長期計画)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）を策定するものとする。

- 2 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。
- 3 長期計画は、10年を1期として定め、当該計画期間の前期5年を実行計画とし、後期5年を展望計画とする。
- 4 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。

(実行計画の見直し)

第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。

(市民等の参加)

第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。

- 2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。

(議決)

第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。

(市長の責務)

第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。

(他の計画との関係)

第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。

参考資料 3

《各分野における個別計画》

分野ごとに課題に応じて個別計画を策定し、計画に基づく行政運営を行っている。多くの計画では、策定にあたって専門的知見を有する学識経験者等や、関係団体に所属する市民、そして公募市民が関わり、またパブリックコメントを受け付けるなど多くの市民意見が反映されており、これらの計画により計画体系が構築されている。長期計画策定にあたっては、市民参加によって策定された個別計画（現在改定中の計画に寄せられた意見も含む）との整合を図っている。

【個別計画一覧】

※令和4（2022）年9月1日時点

<p>1 健康・福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市第3期健康福祉総合計画 ・武蔵野市第5期地域福祉計画 ・武蔵野市成年後見制度利用促進基本計画 ・武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 ・武蔵野市障害者計画・第6期障害福祉計画 ・武蔵野市第4期健康推進計画 ・武蔵野市食育推進計画 ・武蔵野市自殺総合対策計画 ・武蔵野市国民健康保険データヘルス計画・第3期武蔵野市特定健康診査等実施計画 <p>2 子ども・教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五次子どもプラン武蔵野 ・第三期武蔵野市学校教育計画 ・武蔵野市学校施設整備基本計画 <p>3 平和・文化・市民生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二期武蔵野市産業振興計画 ・第二期武蔵野市観光推進計画 ・武蔵野市農業振興基本計画<令和3（2021）年度改定版> ・第二期武蔵野市市民活動促進基本計画 ・武蔵野市第四次男女平等推進計画 ・武蔵野市文化振興基本方針 ・武蔵野市コミュニティセンター整備計画 ・武蔵野市文化施設整備計画 ・武蔵野市生活安全計画 ・武蔵野市国民保護計画 ・武蔵野市地域防災計画（平成27年修正） ・武蔵野市耐震改修促進計画（第2回改定版） ・第二期武蔵野市生涯学習計画 ・第二期武蔵野市スポーツ推進計画 ・第2期武蔵野市図書館基本計画 ・第2次武蔵野市子ども読書活動推進計画 <p>4 緑・環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五期武蔵野市環境基本計画 ・武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021（事務事業編）2022改定版 ・武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021（区域施策編）2022改定版 ・武蔵野市生物多様性基本方針 ・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市分別収集計画（第9期） ・武蔵野市緑の基本計画2019 ・仙川リメイク 武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画 ・仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）の評価と今後の方向性について ・千川上水整備基本計画 ・公園・緑地リニューアル計画2020 <p>5 都市基盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市都市計画マスタープラン2021 ・武蔵野市バリアフリー基本構想2022 ・三鷹駅北口街づくりビジョン ・武蔵野市景観ガイドライン ・武蔵野市国土強靱化地域計画 ・吉祥寺グランドデザイン2020 ・NEX T吉祥寺2021 ・武蔵野市自転車等総合計画 ・第11次武蔵野市交通安全計画 ・武蔵野市地域公共交通網形成計画 ・武蔵野市自転車走行環境づくり推進計画 ・武蔵野市第四次住宅マスタープラン ・武蔵野市公営住宅等長寿命化計画 ・武蔵野市道路総合管理計画 ・武蔵野市バリアフリー道路特定事業計画 ・景観整備路線事業計画（第2次） ・御殿山通り（武蔵野都市計画道路7・6・1号線）整備基本計画 ・武蔵野市橋りょう長寿命化計画 ・武蔵野市下水道総合計画（2018） ・武蔵野市下水道ストックマネジメント計画 <p>6 行財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第六次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針 ・武蔵野市行財政改革アクションプラン（令和3～6年度） ・第2期武蔵野市公共施設等総合管理計画 ・武蔵野市公共施設保全改修計画 ・武蔵野市人材育成基本方針 ・第8次職員定数適正化計画 ・武蔵野市特定事業主行動計画 ・職員研修計画 ・第1期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和3年度改定版） ・武蔵野市第六次総合情報化基本計画 ・武蔵野市自治体DXに関する全体方針
--	---

参考資料 4

《第六期長期計画・調整計画市民会議》

第六期長期計画・調整計画策定に向け、多様な市民参加の手法の1つとして、市民会議を設置した。応募いただいた18名全員に委員として参加していただき、調整計画策定において議論すべき課題や重点的に取り組んでいくべき事項等について、市民感覚で議論した。全4回の会議では、第六期長期計画の各分野に関して「現状と課題」や「必要な取組み」についてのグループ討議や分野を横断した市政全般に関する全体討議も行われた。各委員からの多様な意見は、報告書としてまとめ、市長に報告されるとともに、策定委員会での議論の参考とした。

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。 【市HP】

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/shiminkai_igi_r406_07/index.html



1 概要

回	日程	内容
1	6月13日(月)	「市政全体について、いま思うこと」
2	6月26日(日)	グループ討議 (1) 健康・福祉 (2) 子ども・教育 (3) 行財政
3	7月3日(日)	グループ討議 (1) 平和・文化・市民生活 (2) 緑・環境 (3) 都市基盤
4	7月22日(金)	「分野横断的な課題とそれに対する取組み」

2 主な意見

分野	課題	取組み	討議要綱 関連ページ
健康・福祉	かかりつけ医が市外にいる方もいる。近隣自治体との連携が必要。	クリニック側が患者を把握するような制度を構築するとともに、近隣自治体と連携した広域的な福祉体制を検討する。	20 ページ
子ども・教育	学童・あそべえが足りていない。学童クラブの受入れを6年生までにすることが子育て支援になるのではないか。	民間学童クラブの誘致を行っていく。	24 ページ
平和・文化・市民生活	農地がうまく活用できていない。市内農地の減少が懸念。	輸送手段を行政がコーディネートし、市内農業の地産地消を進める。生産緑地に係る税金の補助等、農地確保に努める。利用者のコミュニケーションが促進される場づくり。	31～32 ページ

分野	課題	取組み	討議要綱 関連ページ
緑・環境	民有地の緑が減少傾向にある。民有地の緑の管理が行き届かず、通学路等に危険が生じている。	「人材バンク」をつくり、地域での支え合いの仕組みで緑の保全につなげる。特定の場所に緑を集める。	34～35 ページ
都市基盤	歩道や通学路を通る自転車のマナーが悪い。	全年齢的な自転車安全指導を行うとともに、自転車マナーの取締まりを強化する。	39 ページ
行財政	市政に興味関心がない方への情報発信ができていない。また、ホームページも関連情報のリンクが乏しく検索しにくい。	市ホームページにて「本日決定したこと」を1行ニュースのように表示させ、そこに関連リンクを貼付する。	43 ページ

3 当日の様子



参考資料 5

《第六期長期計画・調整計画市民ワークショップ》

第六期長期計画開始以降に生じた様々な社会情勢の変化を踏まえた市民意見を聴取するため、令和4（2022）年5月、8月に市民ワークショップを実施した。市民ワークショップは、普段市政に参加する機会があまりない市民から広く意見をいただくことを目的に無作為（ランダム）抽出によって参加者を募集するとともに、コロナ禍において広く参加の機会を確保するため、オンラインでも実施した。

各ワークショップの主な内容は、以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

https://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/workshop/index.html

【市 HP】



1 概要

日程	会場	参加者	当日の流れ
5月22日（日）	オンライン (ZOOM)	26名	(1) ワークショップ及び計画策定の流れを説明 (2) グループワーク
5月29日（日）	オンライン (ZOOM)	26名	①この2年間の生活でどんな変化があったか。 その変化は良い変化か、悪い変化か。 ②悪い変化を良い変化にするにはどうしたらよいか。 ③良い変化をさらに良くするにはどうしたらよいか。
8月6日（土）	武蔵野スイングホール	17名	(3) 全体共有

対象者：住民基本台帳から無作為（ランダム）抽出した18歳以上の市民1,500名のうち参加を希望された方

※8月の市民ワークショップは、無作為（ランダム）抽出に加え、公募にて参加者を募集

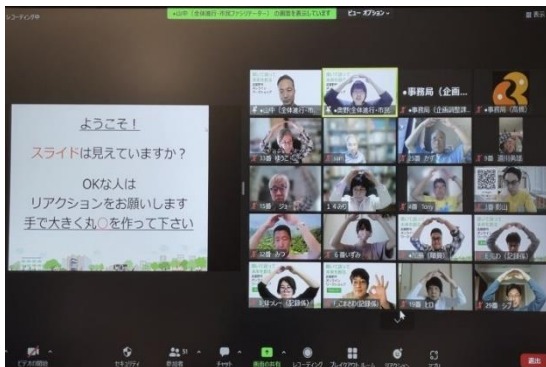
その他：全体進行及び各グループでの進行は、市民ファシリテーターが実施

2 主な意見

変化	良くするためには	討議要綱 関連ページ
オンライン会議やイベントの機会が増加	苦手な人へのフォローアップ／病気や介護など様々な制約のある方が参加できるようオンライン普及の継続	43 ページ 44 ページ
自分時間の増加	図書館や体育施設などの設備やメニューの充実／イベントや施設情報などの積極的な広報	30～31 ページ 43 ページ
昔からある老舗の閉店	武蔵野市テイクアウト食祭りなどのイベント実施／クラウドファンディングなど地元店舗を応援する仕組みを構築	31 ページ
農地の宅地化による緑の減少	税金の軽減や支援金の充実／緑を維持している事業者へのインセンティブの確立	31～32 ページ 34～35 ページ

変化	良くするためには	討議要綱 関連ページ
コミュニケーションの機 会の減少	オンライン等を活用した新たなコミュニティ創出/ 会食や交流時のルール確立と周知	29 ページ
外出機会の減少/運動不 足	自宅のできる運動啓発動画を作成/市民から運動ア イデアを募集し、体育館の SNS 等で情報発信	30~31 ページ
自転車通行量の増加	自転車レーンの整備/電柱の地中化/自転車に注力 した交通安全週間の実施	37 ページ 38~39 ページ

3 当日の様子



参考資料6

《第六期長期計画・調整計画むさしの未来ワークショップ》

市の将来を担う中高生世代の意見を積極的に取り入れることを目的に、むさしの未来ワークショップを実施した。ワークショップでは、参加者が未来（2050年）の市長になった設定で、未来の市の状況や課題を把握し、将来世代の立場から現在の市長に直接政策提言を行った。

参加者は、市内在住・在学の中高生世代（12～18歳）の方で、市報やSNS、学校へのチラシ配架により募集するとともに、中高生世代ワークショップ「Teens ムサカツ」の参加者にも声掛けを行った。参加者からの多様な意見は、報告書としてまとめ、策定委員会での議論の参考とした。

報告書の主な内容は以下のとおり。全文は市ホームページに掲載している。

【市HP】

https://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/shisaku_keikaku/sogoseisakubu_shisaku_keikaku/chokikeikaku/6th_choki_chosei_keikaku_sakutei/workshop_musashino_mirai/index.html



1 概要

日程	会場	参加者	当日の流れ
7月28日 (木)	武蔵野スイ ングホール	18名	(1)オリエンテーション・講義(未来の市の状況や課題等説明) (2)グループワーク ①2050年の未来市長が直面する課題の書き出し ②2050年の未来市長からの政策提言の書き出し ③松下市長への政策提言の発表と市長からのコメント

※全体進行及び各グループでの進行は、特定非営利活動法人地域持続研究所（千葉大学研究グループ OPoSSum）と千葉大学の学生が実施

2 主な意見

政策提言	市長コメント	討議要綱 関連ページ
農業 食料自給率の低さが課題であり外国人労働者やICT機器の活用が必要	試行事業として「CO+LAB MUSASHINO」という市内農業者と飲食店の連携事業を実施し、市内農産物を使った地産地消の取組みを進めている。	31 ページ
環境 余った食料や給食のごみをエネルギーにする仕組みが必要	焼却熱を電力に変える取組みを行っている。民間企業では、生ごみのたい肥化等様々な実験を実施しているため注目してほしい。	35 ページ
外国人 日本のルールを学べる機会や差別なく教育を受けられる体制整備が必要	外国人を差別しないことは大切なこと。同じ住民であり、一員であるという意識が大切である。	28 ページ
福祉 子育て経験が豊富な高齢者による保育所があると、将来子どもが介護に興味を持てるのではないかな	子どもが介護に興味を持つことは大切なこと。高齢者による保育所を開設した場合、利用者から選ばれるための工夫ができるとさらによい。	19～20 ページ 24 ページ

政策提言	市長コメント	討議要綱 関連ページ
災害 発災時に拠点となる施設（防災トイレや飲料水排水所）を増やすべき	災害への備えは大事なこと。どのような場所にどのような施設が必要か具体的に考えられるととってもよいと感じた。	28～29 ページ
教育 選挙や人権に関する教育を小学校など早い段階で実施してはどうか	選挙や人権に関する教育はとても大事なことと認識している。自分と異なる意見を持つ人と議論するディベート力を養う必要もある。	25 ページ

3 当日の様子



《市民意識調査》

市は、第六期長期計画・調整計画の策定にあたり、市政に対する市民の考え方を伺うため、「市民意識調査」を実施し、その速報版の集計結果を策定委員会へ報告した（最終の集計・分析結果は令和5（2023）年3月に公表予定）。以下に速報版の調査結果の一部を抜粋記載する。

【速報版】https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/ikenboshu_enquete/enquete/1040791.html



1 調査の概要

- (1) 調査対象 本市に居住する満18歳以上の方 4,000名（住民基本台帳からの無作為抽出）
- (2) 調査方法 郵送配布一郵送・WEB回収併用
- (3) 調査時期 令和4（2022）年7月27日（水）～8月26日（金）
- (4) 回収結果 36.7%（1,468件） 郵送回収：922件／WEB回収：546件
- (5) 調査内容 ①お住まいの地域のことについて ②市政に関する情報提供などについて
③市の施策に対する満足度・重要度について
④市の新型コロナウイルス感染症に関する施策に対する満足度などについて
⑤平和・多文化共生について ⑥自由意見

	全体(人)	男性(人)	女性(人)
18歳・19歳	8	3	5
20歳代	119	44	72
30歳代	208	83	122
40歳代	232	99	132
50歳代	269	118	151
60歳代	219	104	112
70歳代	219	96	123
80歳以上	118	41	77
(無回答)	76	1	0
合計	1,468	589	794

（注）性別は、その他・無回答を表記していないため、男女を足し合わせても全体の人数にはならない。

2 市の施策の満足度及び重要度

市の施策を25項目に分けて、満足度・重要度を調査した。（上位10項目）

◆満足度順

順位	項目	満足度
1	ごみ	74.5
2	上・下水道	65.5
3	文化・学習・スポーツ	61.4
4	交通・道路	61.2
5	緑化・水辺空間	59.9
6	健康づくり	57.0
7	生活環境	54.2
8	都市基盤整備	53.8
9	自転車対策	48.6
10	安全対策	44.2

◆重要度順

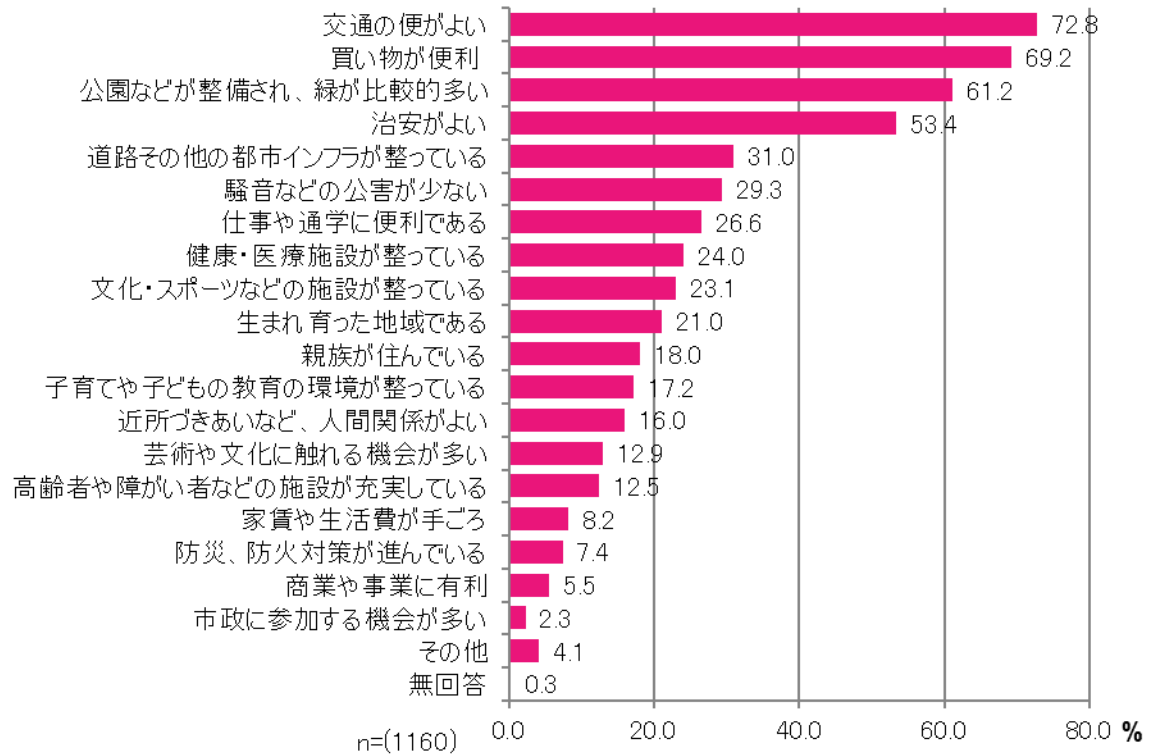
順位	項目	重要度
1	ごみ	92.0
2	災害対策	91.9
3	安全対策	91.4
4	上・下水道	90.6
5	健康づくり	90.5
6	緑化・水辺空間	90.0
7	生活環境	89.1
8	高齢者福祉	88.6
9	交通・道路	88.2
9	地域福祉	88.2

◎満足度・重要度の計算方法

『満足』＝「満足」＋「ある程度満足」 『重要』＝「重要」＋「ある程度重要」

3 定住意向(複数回答)

今後もお住まいの地域に住み続けたいか調査をおこなったところ、今後も武蔵野市に住み続けたい方は79.1%という結果であった。その主な理由は以下のとおりであった。



4 期待する武蔵野市の将来像(複数回答)



参考資料 8

《武蔵野市地域生活環境指標》

武蔵野市地域生活環境指標は、武蔵野市の生活環境に関わる様々なデータを地図情報として視覚的に表現するとともに、市の基礎的な統計情報や近隣都市との比較をまとめた包括的なデータ集である。

第六期長期計画・調整計画策定のための基礎資料として、また、市民・議員・市長・職員が共通に利用できる政策情報の資料として、令和4(2020)年10月に、令和4年版地域生活環境指標を発刊した。

地域生活環境指標は市ホームページに掲載しており、冊子はこれまで有償頒布していたが、令和4年版より、市役所企画調整課の他、以下の関連施設にて無料で配布をしている。

- ・市 HP https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/tokeishiryo/chuikiseikatsu_kankyoshihyo/1040384/1040385.html



- ・配布 企画調整課、各図書館、市政資料コーナー、各市政センター、市民会館、各コミュニティセンター

